

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

- 1 日時 平成16年7月16日（金）午後1時30分から3時30分まで
- 2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員（括弧書きは、「地」は地裁委員，「家」は家裁委員，「地家」は地裁委員兼家裁委員を示す。）
安藤清美（家），池田俊介（家），杉山祐子（地家），正井恒治（地），室町規公人（地），石岡隆司（地），沼田徹（家），石崎功二（地家），金山薫（地家），河野泰義（地），吉田純一郎（家）（敬称略）
 - (2) 事務担当者
（地裁）伊東民事首席書記官，長嶺刑事首席書記官，佐久山事務局長，佐藤事務局次長，松川総務課課長補佐
（家裁）関口首席家庭裁判所調査官，高坂首席書記官，近藤事務局長，鹿内事務局次長，伊藤総務課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 意見交換テーマ
 - ア 県民にとってより身近で利用しやすい裁判所にするための方策
 - イ 説明事項
 - i 庁舎設備関係について
 - ii 手続関係について
 - ウ 意見交換内容（◎裁判所外委員，○裁判所内委員，△事務担当者）
 - i 「庁舎設備関係」について
説明事項
家庭裁判所事務局次長から管内裁判所庁舎設備関係の概要（庁舎概要，喫煙対策，バリアフリーの現状等）を説明
- △ 「車椅子用トイレ」は，全庁に整備されている。「車椅子」は，半分位の庁について常備されていないが，車椅子を必要とする者は自分の車椅子を利用して来庁するので，裁判所備付けの車椅子を利用する人は少ない。八戸支部にエレベーターが未設備であるが，エレベーターは全国的に3階建庁舎に順次整備されているので，いずれ整備されることになる。ベビーベッドは，家裁の当事者待合室には，大抵備え付けられている。
- ◎ 裁判所のバリアフリーがこれほど進んでいるとは思っていなかった。どれくらいの障害者が利用しているのか。
- △ 民事事件については，地方裁判所ではほとんどが代理人がついているため，障害者の方が来られることはない。簡易裁判所でも，許可代理の人が出てくる事件が多いが，和解手続というのもあり，たまに本人が出頭する

場合もある。

- △ 家庭裁判所では、調停事件の当事者、家事相談来庁者の内、数人から10人弱の方が 来庁したと思われる。
- 支部で2階に法廷があるが、エレベーターのない庁では、車イスの人が2階の法廷に行くには、職員が何人かで運んでいる。調停事件であれば、法廷で行う必要がないので各庁1階フロアの適宜の部屋を利用することになる。
- 現在、裁判所も喫煙コーナーがあり、喫煙コーナーの煙が事務室に流れ込んだりしているため、禁煙対策を検討しているところである。裁判所を全館禁煙としても問題ないか。
- ◎ 私は吸わないので裁判所が全面禁煙になっても構わないが、依頼者の中には本人尋問等の休憩時に吸いたいという人がおり、気持ちが分からないでもない。
- ◎ 外でタバコを吸うことになると、携帯灰皿を持っている人が少ないので吸い殻を捨てたりする人が多い。排煙施設は、相当お金が掛かるのか。
- 煙を外に出す装置と、単に浄化するものとあるが、排煙設備はお金が掛かる。女性職員は、かなり受動喫煙を嫌がっている。
- ◎ 将来的には、全館禁煙と思われるが、現状では、喫煙スペースを確保した方が庁舎がきれいになるのではないか。
- バリアフリーの観点等から意見を伺ってきたが、全体として、裁判所に不足している設備はないか。
- ◎ 全国の裁判所で点字案内板を設置しているところがあるのか。
- △ エレベーターのスイッチ付近に付いている程度で、他には点字の設備はないと思われる。
- △ 点字案内板が必要な場合というのは、ほとんどないと思われる。私の経験からお話しすると大部分の方が家族等の介護者と一緒に来庁している。
- △ 家事調停事件で点字利用者がいたが、その人についても付き添いの方がいた。
- ◎ もし、一人で来たいという視覚障害者がいた場合、どのように対応するのか。
- △ そのような場合には、受付の職員が用務を聞いて、職員が案内するよう指導している。
- ◎ 手話対応している裁判所はあるか。
- 組織的に対応しているところはないと思われる。事件関係であれば手話通訳者を個別に選任して手続をすることになる。高齢の方の中には手話自体が分からない人もいるので、その場合には筆談になろう。
- ◎ 多目的トイレ（車椅子用トイレを兼ねる。）は各階にあるのか。
- △ 裁判所も全階にはなく、1階に設置しているところが多い。案内板や表示板でサイン化している。
- 多目的トイレの案内板については調査し、必要があるときは見直すことに

したい。

ii 「手続関係」について

説明事項

民事首席書記官から地方裁判所民事事件及び簡易裁判所民事事件の受付手続の現状及び家庭裁判所首席書記官から家事事件の受付手続の現状を説明

- △ 本年4月から人事訴訟事件が家庭裁判所に移管となったが、本年4月から6月までの合計件数は24件である。また、これらの人事訴訟事件のうち本人訴訟は、24件中1件だけである。
- △ 青森県内の自己破産の件数は、青森県内全部で平成11年が1659件、12年が1666件、13年が1942件、14年が2887件、15年が3765件、本年が5月までで1398件となっている。
- ◎ 受付の場所だが、事務室でオープンなところで行っているのか。個室はないのか。オープンでは話しづらくはないのか。
- △ 破産の集団説明会は集団なので、受付は個室ではなく、書記官室の中でオープンで行っている。複数の申立てがあったときは個別に複数の職員が対応している。あまりに大勢だと待っていただくこともある。本庁の破産の申立ての3割強が下北地区からの申立てで、説明会はむつ簡易裁判所でも行っているが、申立ては本庁となる。下北地区からの相談については、むつ方面から電話連絡で申し込みがあると、事実上時間の予約を受け、当日中に帰れるように配慮している。
- △ 家庭裁判所では、書記官室内のローカウンターでイスに座っていただいて受付をしているが、対応は民事と同じである。戸籍謄本を持って来ない人がほとんどなので、説明を聞いて、申立書用紙を持ち帰り自宅で書いてくる人が多い、窓口では提出した書類をチェックするだけなので長時間掛かることはない。
- 裁判所の受付は全国的にオープンでやっている。
- ◎ 裁判所の受付の内容はかなりプライベートなことなので、受付のときは他の人が近くにいないほうがいいと思う。世間体を気にするあまり行けないということも考えられ、少なくとも本人が希望した場合は、別室を用意することができるか。

また、受付にかかる時間は、裁判所に出向けば短時間ですむということだが、出向く場合は半日休むことになると思う。事前に時間を予約することができるか。
- 訴状等がきちんと整っていれば、書類の授受ですぐ終わるし、プライバシーの点でも問題ないと思われるが、当事者本人が作成した訴状等では、カウンターで話をしながら受け付けることになる。その点では、裁判所は、当事者のプライバシーに少し配慮が足りないと言えるかもしれない。
- △ 家庭裁判所では、申し出があれば、すぐ近くに個室があるので別室で行うことがある。

- △ 民事部も対応できるが、最終的に訴訟事件は原則として公開の手続で行われるので、プライバシーが問題になることは少ない。非公開手続もあるので、手続の種類によって考慮すべきであると考える。
- △ むつ簡易裁判所からの紹介分の受付の予約を受けている。
- 家事相談の段階では、プライバシーを考慮して全て個室を利用することにはなっているが、受付の段階ではカウンターということになる。
- △ 家庭裁判所はすべて個室で相談を行っている。相談者の半数の方が手続き相談の結果、申立てを選択している。離婚調停では、相談時点では意思が固まっていないので、戸籍も持ってきていない。記載方法等を説明して帰ってから、その後、申立書を持ってくるので、受付にいる時間はそれほど長くない。書類の受け渡しの時間は、手続にもよるが、チェックを含め1分位で済む。
- △ 民事事件の訴訟の場合は、訴状の要件、管轄、訴額や手数料の計算、形式的事項を精査し、少なくとも10分から15分位かかる。要件が整わないと任意補正してもらうことになる。
- ◎ 破産免責の事件で、裁判所の職員が申立書を記載するという例外があるとの話があったが、他の申立人と不公平にならないような基準があるのか。
- △ 裁判所職員が質問しながら申立書を記載する場合の基準というのはいない。高齢者や精神的に動揺している人は、質問しても答えられない方がいる。そういう方であっても、自分のことは自分で書類を作成する必要があることを説明する。支払不能に陥ったことを自分で説明することが必要だと話している。裁判所職員が質問しながら申立書を作成した場合には、後日、このようには言っていないと争いにならないように必ず読み聞かせている。破産の場合、嘘を申述すると刑罰の対象となる。
- ◎ 読み聞かせているということだが、債権者以外の人に聞かれることのないよう個室でやっているのか。
- △ 個室ではなく部屋の奥まったところにあるミーティングテーブルでやっている。
- 県民性や世間体を意識することで裁判所にアクセスしにくいということはあるか。裁判所としてはいろいろ説明書を用意しているが、裁判所の利用について敷居が高いところがあると思うか。
- ◎ 敷居の高さはあると思う。世間体を気にするのは、青森県民性であるかということそれは疑問である。国民性において周辺目を気にする人が多い。裁判所が扱うのはすべて個人情報であるが、裁判所の中で個人情報の扱いはどうなっているのか。
- 公務員には法的に守秘義務があるが、個人情報は裁判所では事件情報としてデータで管理している。事件情報はアクセス権限がある人でないと見られないし、裁判所のネットワークはイントラネットであり外部から接続できないようになっている。事件記録の保管は書記官がやっている。

本来、裁判手続は本人又は代理人である弁護士がやるが、青森県は弁護士過疎県になっている。前回の国会で、総合法律支援法が成立し、数年内には総合法律支援センターが設立され、法律扶助事務を行うことになっている。

- ◎ 支援センターについては、平成18年の4月に立ち上げる予定であるが、具体的にはまだ何も決まっていない。
- 法律は基本法であり、具体化はこれから作業を始めることになる。民事法律扶助に関して、具体的に青森県弁護士会で検討していることがあるのか。
- ◎ 実際に青森に何人来るのか。支援センターという組織を作った場合に、雇用される弁護士が問題で、2、3年前後の勤務という条件であれば希望者も出てくるかもしれない。このために全国規模でも数百人の弁護士が必要であり、法務省等でも努力していると思う。
- 裁判はお金が掛かると普通の人は思っている。家事事件はそんなに掛からないが、民事事件はそれなりに掛かる。お金が工面できない人のために制度的には弁護士会が行っている法律扶助、裁判所では訴訟救助がある。
- 訴訟上の救助は、ときどきある。申立て手数料を一時的に免除するもので立替である。敗訴した際は納付することになる。申立てのほとんどは、弁護士会の法律扶助の申立てによるものである。
- ◎ 法律扶助は、手続費用や弁護士費用等を立て替え、月々分割で返してもらう制度である。青森県の利用率は東北では高い方でわりと利用されている。昔の代表的な事件は離婚事件だったが、最近は自己破産を中心とする多重債務整理事件が圧倒的に多くなっている。昨年の統計では、離婚は1割、多重債務の処理が8割となっている。
- ◎ 個人再生の申立てについて、本人で手続ができないか。
- △ 個人再生事件は、申立人が自主的に債権者に再生計画を作成して説明する必要がある。裁判所がそれを作成することはできない。書籍とか利用してやることができればいいが、できれば弁護士か司法書士に相談したらいかがかと話している。
- ◎ 大阪家庭裁判所で、妻と称する人が本人になりすまして調停が成立したという報道がされたが、その後、本人確認について、何らかの対策を採ったのか。また、参与員が離婚訴訟に参加することができるようになったが、このことについてもう少しピーアールできないか。
- △ 調停のとき、本人確認は、話がおかしいと感じるときは、運転免許証の提示を求めることがあるかもしれない。
- 離婚調停は調停委員が話を聞けば、本人かどうか分かるもの。当該事件ではよほど役者がうまかったと思われる。ただ、大阪家裁の例があるのでこれからは注意しなければならない。
- △ 調停が成立した後、成立調書を交付するときに免許証等で本人確認した上で交付している。

- 参与員のピーアールは、東京、大阪では大々的に行っているが、当庁では対外的にはあまりしていない。家庭局が作成したリーフレットを配る程度である。
- 参与員に対しては、研修等の際に、模擬裁判を行っている。
 - (5) 次回期日 平成16年11月24日午後1時30分
 - (6) 閉会